

年次有給休暇

年度で20日間。

1日もしくは1時間単位で取得（7時間45分で1日とカウント）。

残日数を、1年間で20日まで、次年度に繰り越せます。

特別休暇

○夏季休暇

7月～9月までの期間内で、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内（教育職員は夏季休業日を原則）で取得。

○リフレッシュ休暇（30歳、40歳、50歳）

勤続5年及び満30歳に達する年度の希望する時期に、週休日、休日及び代休日を除いて年休利用により原則連続5日間の休暇。

勤続15年及び満40歳に達する年度の希望する時期に、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続5日間（特別休暇3日、年休2日）の休暇。（旅行券2万円分が、互助会から支給されます）

永年勤続者特別休暇を廃止して、リフレッシュ休暇に移行。

勤続25年及び満50歳に達する年度の希望する時期に、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続5日間（特別休暇3日、年休2日）の休暇（旅行券4万円分が互助会から支給されます）

○結婚休暇

結婚式、旅行その他の結婚に伴う必要な行事等において、7日の範囲内（1日単位で分割取得も可能）で取得。

○公民権行使の休暇

選挙権その他、必要と認められる期間

○裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署への出頭

必要と認められる期間

○ボランティア休暇

1年につき5日の範囲内（1日若しくは1時間単位で取得）

○忌引

配偶者 10日

父母又は配偶者の父母 7日

子 5日

祖父母 3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は7日）

孫、おじ又はおば 1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は7日）

父母の配偶者 7日

子の配偶者又は配偶者の子 5日

祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 3日

兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 3日

伯・叔父もしくは伯・叔母の配偶者又は配偶者の伯・叔父もしくは伯・叔母 1日

○父母の祭日休暇 実父母・養父母のみ、追悼の特別な行事のため
必要と認められる期間

○災害による住居損害 復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められた場合
週休日を除く7日の範囲内

○災害危険回避の場合 地震などの災害、交通機関事故、感染症予防による交通制限
必要と認められる期間

無給休暇

○留学休暇 教諭及び講師が外国の学校、研究所等に留学する場合
6カ月以上3年を超えない範囲の期間（経験3年以上、承認が必要）

○大学院修学休業 専修免許状を取得するため
1年以上3年を超えない範囲の期間
免許状に係る在職年数3年以上で、受験には県教委の承認が必要です。

○自己啓発休業
大学等課程の履修は2年、国際貢献活動は3年
在職期間2年以上で、公務に関する能力向上に資すると認められた場合。県教委の承認が必要で
す。

○配偶者同行休業 外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合
3年の範囲内で、2回延長可。県教委の承認が必要です。